

○総務省令第二十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、放送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

総務大臣 川端 達夫

放送法施行規則等の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 「地上一般放送」とは、一般放送であつて、衛星一般放送及び有線一般放送以外のものをいう。

第八十二条第一項中「認定基幹放送事業者」の下に「及び一般放送事業者（地上一般放送の業務を行う者に限る。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「認定基幹放送事業者」の下に「及び一般放送

事業者」を加える。

第四百二十二条を次のように改める。

(届出一般放送の種類)

第四百二十二条 法第三百三十三条第一項第二号の総務省令で定める一般放送の種類は、次のとおりとする。

一 有線一般放送

イ テレビジョン放送

ロ ラジオ放送

(1) 共同聴取業務（一区域内において公衆によつて直接受信されることを目的として、ラジオ放送（その多重放送を含む。）を受信し、これを有線電気通信設備によつて再放送をすることをいう。以下同じ。）

(2) 告知放送業務（一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によつて放送をすることをいう。以下同じ。）

ハ その他

二 地上一般放送（エリア放送（一の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。第六十一条及び第六十二条を除き、以下同じ。）の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。）のうち、特定の狭小な区域における需要に應えるための放送をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）

イ テレビジョン放送

ロ その他

第六十条第一項第二号中「（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。以下この条において同じ。）」を削る。

第六十九条中「一般放送事業者」の下に「（衛星一般放送を行う者及び地上一般放送を行う者にあつては、有料放送事業者に限る。）」を加える。

第七十六条に次の一号を加える。

三 地上一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合 十

第二百十四条第一項第三号中「目的」の下に「（一箇月以内の目的をいう。）」を加える。

別表第五号（注）十二中「（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九に規定する指定都市にあつては区とする。以下同じ。）」を削る。

別表第三十一号別紙2の1の表(6)中「nm」を「nm」に改め、同表(8)中

定格光出力レベル
dB μ

を

定格出力レベル
dB μ

に改め、同表注2中「（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都

市）の区を含む。」を削り、同表注21中「(3)」を「(5)」に改め、同表注39中「第109条第1項」を「第109条」に改める。

別表第三十一号別紙2の3の表及び別表第三十七号の表中「距離距離」を「距離距離」に改める。

別表第四十号中「一般放送業務開始届出書」を「有線一般放送業務開始届出書」に、「一般放送の業務

」

を」を「有線一般放送の業務を」に改め、同表注1を削り、同表注2を同表注1とし、同表注3中

中	中
---	---

線一般放送—テレビジョン放送
線一般放送—ラジオ放送—告知放送業務

を

テレビジョン放送
ラジオ放送—告知放送業務

に改

め、同注を同表注2とし、同表注4を同表注3とし、同表注5から同表注7までを一つずつ繰り上げ、同表注8中「一般放送」を「有線一般放送」に改め、同注を同表注7とし、同表注9を同表注8とし、同表注10から同表注12までを一つずつ繰り上げ、同表を別表第四十の一号とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第四十の二号（第141条関係）

地上一般放送業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称

及び代表者の氏名。記名押印又

は署名)

電 話 番 号

地上一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

届 出 者		
業務を執行する役員の氏名		
一般放送の種類		
一般放送の業務に用いられる		

電気通信設備の概要		
使用する周波数		
業務区域		
放送番組組に関する事項	放送番組の編集の基準	放送時間
		1日当たり
	時間	
	主たる放送事項	

業務開始の予定期日		業務開始時の受信契約者の見込数	
-----------	--	-----------------	--

注1 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は、団体の規約を添付すること。

注2 一般放送の種類のカ欄には、第142条に掲げる一般放送の種類を記載すること。
(記載例)

一般放送の種類	エリア放送—テレビジョン放送
---------	----------------

注3 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要のカ欄には、「別紙に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から地上一般放送局（電波法施行規則第4条第1項第3号の3に規定する地上一般放送局をいう。）の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記した概要図を添付すること。

注4 業務区域のカ欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

注5 放送番組の編集の基準の欄には、放送番組の編集の基準があるときは、これを記載し、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

注6 主たる放送事項の欄には、次のように記載すること。

(記載例)

観光情報 (観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内等)

生活情報 (道路交通情報、病院の案内、天気予報等)

イベント情報 (各種行事の案内等)

災害情報 (地震その他の災害に関する情報、被災状況等)

行政情報 (市町村議会情報、市町村広報等)

注7 他の放送事業者の放送の再放送を行う場合には、主たる放送事項の欄にその旨を記載し、同意書の写しを添付すること。

注8 業務開始時の受信契約者の見込数の欄には、有料放送を行う場合に限り受信契約者の見込数を記載すること。

注 9 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

注 10 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五十一号中 「一般放送業務開始届出書記載事項変更届」や
地上 「有線 一般放送業務開始届出書記載事項変更届」及び
地上 「有線 一般放送業務開始届出書の」を
地上 「有線 一般放送業務開始届出書の」に改め、同表注 4 を

同表注 5 とし、同表注 1 から同表注 3 もびをいざし繰り下げ、同表注 1 として次のように加える。

注 1 有線又は地上のいずれかの不要の文字を抹消すること。

別表第五十一号中 「再放送の義務」や 「再放送」に改める。

別表第五十五号中

有線放送管理業務に係る有線一般放送を行う有線放送事業者の数	
-------------------------------	--

を

有線放送管理業務に係る有線一般放送を行う有

<p>料放送事業者の数</p>	<p>有料放送管理業務に係る地上一般放送を行う有 料放送事業者の数</p>

に改める。

(無線局 (基幹放送局を除く。) の開設の根本的基準の一部改正)

第二条 無線局 (基幹放送局を除く。) の開設の根本的基準 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号) の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「無線局 (」の下に「地上一般放送局を除き、」を加える。

第六条の三の次に次の見出し及び二条を加える。

(地上一般放送局)

第六条の四 自己の地上一般放送の業務に用いる地上一般放送局は、次の各号の条件を満たすものでなければならぬ。

- 一 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。

二 その局を開設する目的、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、かつ、公共の福祉を害しないものであること。

三 その局を運用することがその局を使用する事業又は業務の遂行のために必要であつて、かつ、それにより公共の福祉を増進することができること。

四 通信の相手方及び通信事項は、その局を使用する事業又は業務の遂行上必要なものであること。

五 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。

六 その局を開設する目的を達成するためには、その局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。

第六条の五 地上一般放送局であつて、その局の免許人以外の者が行う地上一般放送の業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

一 前条第二号から第六号までに掲げる条件を満たすものであること。

二 その局を開設することによつて提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。

三 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足りる能力を有するものであること。ただし、エリア放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第四百二十二条第二号に規定するエリア放送をいう。）を行うものを除く。

（電波法施行規則の一部改正）

第三条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 地上一般放送局 地上一般放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

第二条第四号の二に規定する地上一般放送をいう。以下同じ。）を行う無線局であつて、地上一般放送を行う実用化試験局以外のものをいう。

第四条の四第二項第一号中「含む」の下に「。」及び地上一般放送局（地上一般放送を行う実用化試験局を含む）を加える。

第六条の四第七号中「（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）」を削る。

第七条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 地上一般放送局（エリア放送（放送法施行規則第四百二十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行うものに限る。） 一年

第八条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）

第十一条第三項第四号中「該当するもの」の下に「、エリア放送の業務を行う者が開設するもの」を加える。

第十一条の二の五第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 地上一般放送局

第四十一条の二の六第三号の次に次の一号を加える。

三の二 地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）

第四十二条の二の表二の項中「基幹放送局及び固定局」を「固定局、基幹放送局及び地上一般放送局」に改める。

第五十一条の九の六に次の一号を加える。

三 法別表第六の九の項に掲げる無線局のうち、エリア放送を行うもの

第五十一条の十五第一項第一号(1)中「固定局」の下に「、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）」を加える。

第五十二条に次の一項を加える。

5 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いについては、総務大臣が別に告示するところによる。

第五十二条の三に次の一項を加える。

4 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いについては、前三項の規定によるほか、総務大臣が別に告示するところによる。

別表第二号の二の二の表5の項中「~~気象探知局~~」を「~~地上一般放送局~~、~~気象探知局~~」に改める。

別表第二号の二の四注3(2)の表を次のように改める。

無線局の種類別	記号	無線局の種類別	記号	無線局の種類別	記号
---------	----	---------	----	---------	----

固定局	F X	無線呼出局	R P	宇宙局	M E
特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局	B B	陸上移動中継局	F B R	衛星基幹放送局	E V
特定地上基幹放送局	B C	陸上移動局	M L	衛星基幹放送試験局	E B E
特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局	B D	無線航行陸上局	R L	人工衛星局	E K T
特定地上基幹放送試験局	B E	無線標定陸上局	L R	実験試験局	E X
地上一般放送局	B G	無線標識局	R B	実用化試験局	D V T
海岸局	F C	海岸地球局	T I	気象援助局	S M
航空局	F A	航空地球局	T B	標準周波数局	S S
基地局	F B	携帯基地地球局	T Y P	特別業務の局	S P
携帯基地局	F P	地球局	T C		

(無線局免許手続規則の一部改正)

第四条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の三の二」を「第二十条の三の三」に改める。

第二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 地上一般放送局

第四条第二項の表二の項中「非常局」を「地上一般放送局、非常局」に改める。

第八条第一項の表一の項中「基幹放送局」の下に「、地上一般放送局」を加える。

第十条の三の表七の項中「特定実験試験局」を「地上一般放送局及び特定実験試験局」に改める。

第十六条第一項第六号中「開設する無線局」の下に「(エリア放送(放送法施行規則第四百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。))を行う地上一般放送局を除く。)」を加える。

第十七条第一項中「一年を超えない期間、」の下に「地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。))及び」を、「一年以内である無線局」の下に「(地上一般放送局を除く。)」を加える。

別表第二号第1の注27(4)の表中「超えるの」を「超える」に改め、同表注29(1)中「注26」を「注30」に改める。

別表第二号第2の表題中「非幹局」を「地上一般放送局、非幹局」に改め、同表注25中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) エリア放送を行う地上一般放送局にあつては、「エリア放送の業務区域は別添のとおり。」と記載し、エリア放送の業務区域を記載した地図を添付すること。また、地上基幹放送（中波放送、短波放送及び超短波放送を除く。）の受信を目的とする受信設備に混信又は障害を与えないことが確認できる書類を添付すること。

別表第二号の二第2の表題中「非幹局」を「地上一般放送局、非幹局」に改め、同表注22(5)中「欄は、」の次に「地上一般放送局及び」を加える。

別表第四号中9を10とし、8の次に次のように加える。

9 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

(無線局運用規則の一部改正)

第五条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「地上基幹放送局の運用(第三百三十八条―第三百三十九条の二)」を「地上基幹放送局及び地上一般放送局の運用(第三百三十八条―第三百三十九条の三)」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 地上基幹放送局及び地上一般放送局の運用

第三百三十八条第一項中「地上基幹放送局は」を「地上基幹放送局及び地上一般放送局は」に改め、「テレビジョン放送を行う地上基幹放送局」の下に「及びエリア放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第四百二十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。)を行う地上一般放送局」を加え、「地上基幹放送局であつて」を「地上基幹放送局若しくは地上一般放送局であつて」に改め、同条第二項中「地上基幹放送局は」を「地上基幹放送局及び地上一般放送局は」に改め、「テレビジョン放送を行う地上基幹放送局」の下に「及びエリア放送を行う地上一般放送局」を、「規定する地上基幹放送局」の下に「若しくは地上一般放送局」を加え、同条第三項中「地上基幹放送局」の下に「及び地

上一般放送局」を加える。

第三百三十八条の二中「地上基幹放送局」の下に「及び地上一般放送局」を加える。

第三百三十八条の三の表注一中「放送区域」の下に「及び地上一般放送局の業務区域」を加える。

第三百三十九条第一項中「地上基幹放送局」の下に「及び地上一般放送局」を加え、同条第二項中「地上基幹放送局は、前項」を「地上基幹放送局及び地上一般放送局は、前項」に改め、「行う地上基幹放送局」の下に「及びエリア放送を行う地上一般放送局」を加え、同条第三項及び第四項中「地上基幹放送局」の下に「及び地上一般放送局」を加える。

第三百三十九条の二第一項中「地上基幹放送局」の下に「及び地上一般放送局」を加える。

第五章中第三百三十九条の二の次に次の一条を加える。

(混信の防止)

第三百三十九条の三 エリア放送を行う地上一般放送局にあつては、自局の発射する電波が他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与え、又は与えるおそれがあるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。

(無線設備規則の一部改正)

第六条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節の十二 番組素材中継を行う無線局等の無線設備(第三十七条の二十一―第三十七條の二十七の二十三)」を
「第二節の十二 番組素材中継を行う無線局等の無線設備(第三十七條の二十一―第三十七條の二十七の二十三)」を

第二節の十三 エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備(第三十七條の二十一―第三十七條の二十七の二十三)に改める。

條の二十七の二十四・第三十七條の二十七の二十五)」

第十四條第一項の表中

二の二 四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備(複数波同時増幅器を使用する場合に限る。)	二〇	二〇
---	----	----

を

<p>二の二 四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備（複数波同時増幅器を使用する場合に限る。）</p>	<p>二〇〇</p>	<p>二〇〇</p>	
<p>二の三 四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数の電波を使用するエリア放送を行う地上一般放送局の送信設備</p>	<p>占有周波数帯幅が五・七MHzのもの</p>	<p>一〇</p>	<p>二〇</p>
<p>占有周波数帯幅が四六八kHzのものであつて、空中線電力が一三分の五〇ミリワット以下のもの</p>			
<p>占有周波数帯幅が四六八kHzのものであつて、空中線電力が一三分の五〇ミリワットを超</p>	<p>一〇</p>	<p>二〇</p>	

に

えるもの

改める。

第四章第二節の十二の次に次の一節を加える。

第二節の十三 エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の二十七の二十四 この節の規定は、テレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備及びデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(変調方式等)

第三十七条の二十七の二十五 送信装置の変調方式は、次の各号に掲げる占有周波数帯幅に応じて、当該各号に掲げる方式であること。

一 占有周波数帯幅が五・七MHzのもの 四分のπシフト差動四相位相変調、四相位相変調、一六値直交

振幅変調又は六四値直交振幅変調が行われた信号並びに差動二相位相変調が行われた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フーリエ変換を用いて直交周波数分割多重変調する方式

二 占有周波数帯幅が四六八kHzのもの 四相位相変調又は一六値直交振幅変調が行われた信号並びに差動二相位相変調が行われた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フーリエ変換を用いて直交周波数分割多重変調する方式

2 逆高速フーリエ変換のサンプル周波数は、六三分の五一二MHzとし、その値から次の各号に掲げる占有周波数帯幅に応じ、当該各号に掲げる値を超える偏差を生じてはならない。

一 占有周波数帯幅が五・七MHzのもの (±)百万分の〇・三

二 占有周波数帯幅が四六八kHzのもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める値

イ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成する場合 (±)百万分の三・九

ロ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合であつて空中線電力が一三分の五〇ミリワットを超えるとき (±)百万分の三・九

ハ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合であつて空中線電力が一三分の五〇ミリ

ワット以下のとき (±)百万分の一〇

3 搬送波の変調波スペクトルは、別図第四号の八の十八に示す許容値の範囲内になければならない。

4 送信装置の空中線電力は、占有周波数帯幅が五・七MHzのものは一三〇ミリワット以下、占有周波数帯幅が四六八kHzのものは一〇ミリワット以下でなければならない。

5 送信空中線の相対利得は、〇デシベル以下でなければならない。ただし、実効輻射電力が相対利得〇デシベルの空中線に前項の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

6 無線設備は、当該無線設備と有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備とを接続する場合は、当該有線電気通信設備からの影響により電気的特性に変更を来すこととならないものでなければならない。

7 無線設備（有線電気通信設備により接続される無線設備にあつては、その各部分）については、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができなものでなければならない。ただし、電源設備、空中線系及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第十一号に規定す

4	特定小電力無線局 (注36)	4
5	時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局	3
6	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局	10
7	時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	3
8	小電力データ通信システムの無線局	50
9	無線測位局 (注29)	
	(1) 地上DME及び地上タカソの送信設備	20
	(2) 機上DME及び機上タカソの送信設備	100 kHz
	(3) SSRの送信設備	
	ア モードS機能を有するもの	10 kHz

イ	その他	200 k H z
(4)	A T C T ランスポンダの送信設備	
ア	モード S 機能を有するもの	1, 000 k H z
イ	その他	3, 000 k H z
(5)	質問信号送信設備	10 k H z
(6)	基準信号送信設備及びノントランスポンダ	1, 000 k H z
(7)	その他の無線測位局	500
10	地上基幹放送局 (注21、49)	
(1)	テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局	1 H z
(2)	その他の地上基幹放送局	500 H z
11	地上一般放送局 (注53)	1 H z

12	アマチュア局	500
13	地球局及び宇宙局 (注32、33、40)	20

別表第一号の注に次のように加える。

53 次に掲げるエリア放送を行う地上一般放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、

この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

占有周波数帯幅が 5.7MHzのもの	複数送信機で単一周波数ネットワークを構成する場合	複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合
	電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの ±500Hz	1 空中線電力が50mWを超えるものであって、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの ±500Hz 2 空中線電力が50mW以下のもの ±20kHz

占有周波数帯幅が 468kHzのもの		<p>1 空中線電力が(50/13)mWを超えるものであつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの ±500Hz</p> <p>2 空中線電力が(50/13)mW以下のもの ±20kHz</p>
-----------------------	--	---

別表第二号に次のように加える。

第62 エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 13セグメント方式を用いるもの 5.7MHz
- (2) 1セグメント方式を用いるもの 468kHz

別表第三号5に次のように加える。

(7) エリア放送を行う地上一般放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

ア 470MHz以下及び710MHzを超える帯域

(ア) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
100 μ W以下

(イ) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
25 μ W以下

イ 470MHzを超え710MHz以下の帯域

別図第四号の八の十八に規定する値を準用する。

ただし、 $f_c+15\text{MHz}$ を超える周波数又は $f_c-15\text{MHz}$ 以下の周波数のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(ア) 占有周波数帯幅が5.7MHzのもの

0.01nW以下

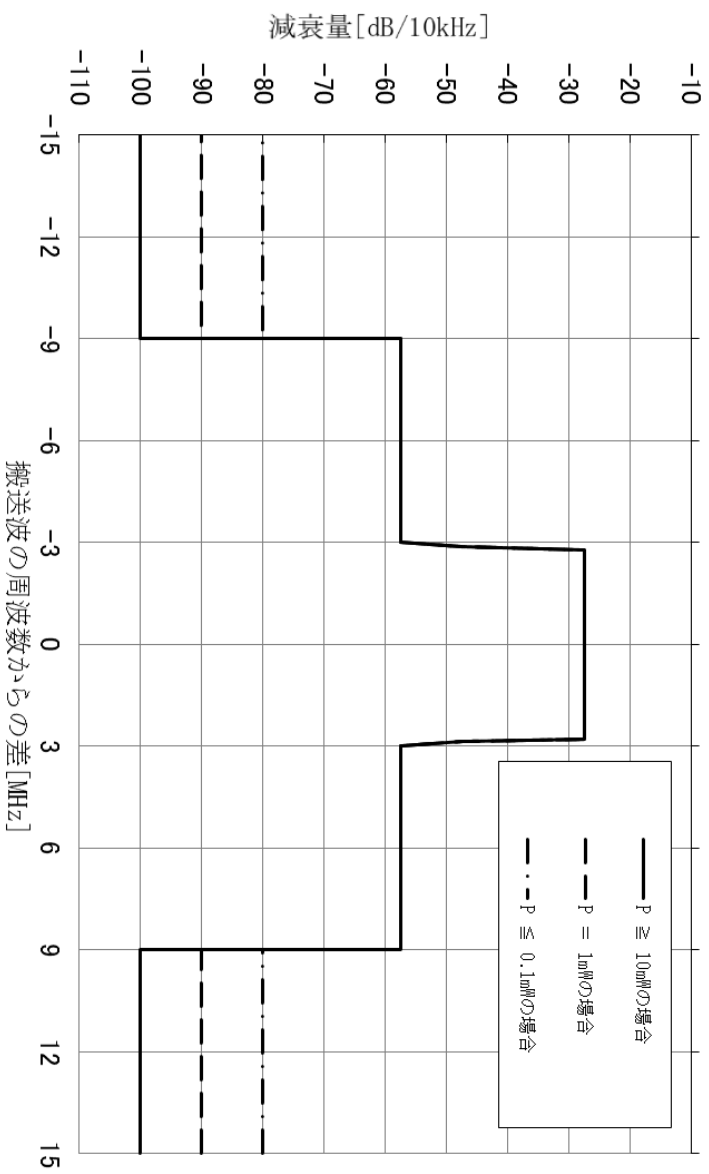
(4) 占有周波数帯幅が468kHzのもの

(0.01/13)nW以下

別図第四号の八の十七の次に次の一図を加える。

別図第四号の八の十八 搬送波の変調波スペクトル(第37条の27の25第3項関係)

1 占有周波数帯幅が5.7MHzのもの

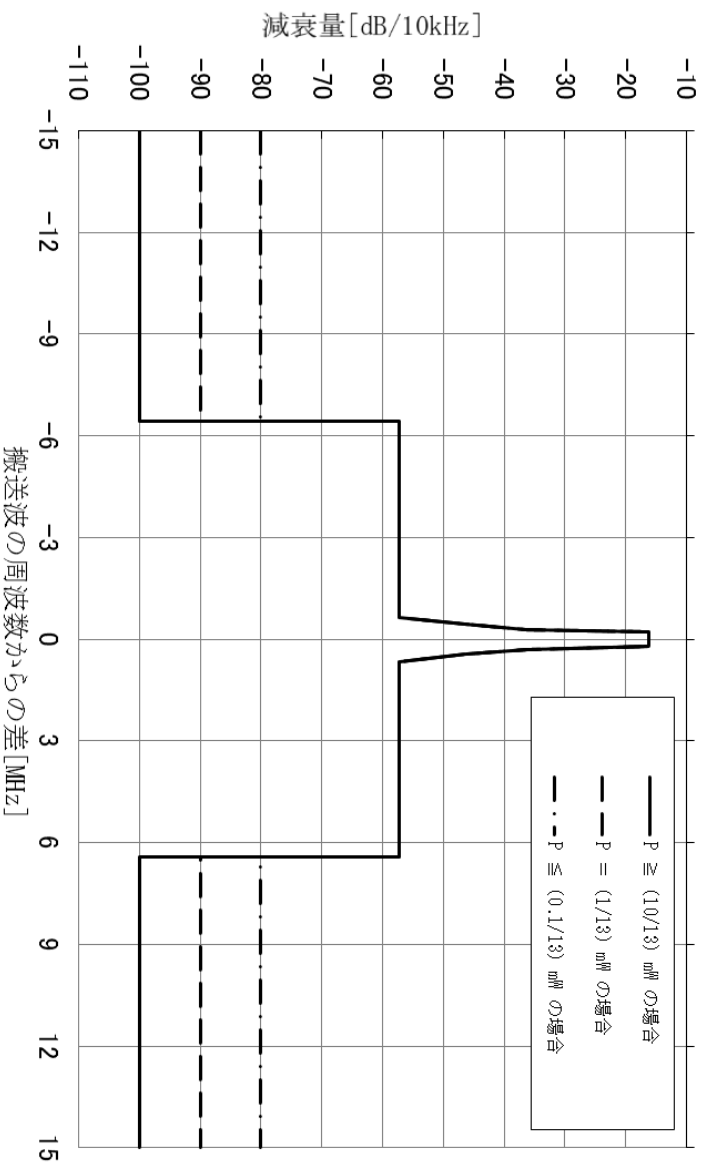


搬送波の周波数からの差	平均電力 P からの減衰量			規定の種類
	$P \geq 10\text{mW}$ の場合	$P = 1\text{mW}$ の場合	$P \leq 0.1\text{mW}$ の場合	

± 2.79MHz	-27.4dB/10kHz	-27.4dB/10kHz	-27.4dB/10kHz	上限
± 2.86MHz	-47.4dB/10kHz	-47.4dB/10kHz	-47.4dB/10kHz	上限
± 3.00MHz	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	上限
± 9.00MHz	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	上限
± 9.00MHz	-100.0dB/10kHz	-90.0dB/10kHz ^{*1}	-80.0dB/10kHz	上限

*1 平均電力Pが0.1mWを超え10mW未満の無線設備にあつては、-(90+10logP)dB/10kHzとする。

2 占有周波数帯幅が468kHzのもの



搬送波の周波数 からの差	平均電力 P からの減衰量			規定の種類
	$P \geq (10/13) \text{ mW}$ の場合	$P = (1/13) \text{ mW}$ の場合	$P \leq (0.1/13) \text{ mW}$ の場合	
$\pm 0.22 \text{ MHz}$	-16.3dB/10kHz	-16.3dB/10kHz	-16.3dB/10kHz	上限

±0.29MHz	-36.3dB/10kHz	-36.3dB/10kHz	-36.3dB/10kHz	上限
±0.43MHz	-46.3dB/10kHz	-46.3dB/10kHz	-46.3dB/10kHz	上限
±0.65MHz	-57.3dB/10kHz	-57.3dB/10kHz	-57.3dB/10kHz	上限
±6.43MHz	-57.3dB/10kHz	-57.3dB/10kHz	-57.3dB/10kHz	上限
±6.43MHz	-100.0dB/10kHz	-90.0dB/10kHz* ²	-80.0dB/10kHz	上限

* 2 平均電力Pが(0.1/13)mWを超え(10/13)mW未満の無線設備にあつては、 $-(90+10\log(13P))$ dB/10kHzとする。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第七条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十七号の二の次に次の一号を加える。

五十七の三 設備規則第三十七条の二十七の二十四及び第三十七条の二十七の二十五においてその無線

設備の条件が定められているエリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備

○	○	備設線無の二の号七十五第項一第条二第
---	---	--------------------

○	○	備設線無の二の号七十五第項一第条二第
○	○	備設線無の三の号七十五第項一第条二第

別表第一号一(3)アの表中

						○	○	
--	--	--	--	--	--	---	---	--

を

						○	○	
						○	○	

に改め、同(3)ウ中「又は第五十七号の二」を「第五十

				8 注○				
--	--	--	--	------	--	--	--	--

				8 注○				
				○			○	

七号の二又は第五十七号の三」に改め、「設備規則第三十七条の二十七の十第四項」の下に「第三十七
条の二十七の二十五第三項」を加える。

--	--	--	--	--	--	--

┌

┌

別表第二号第一の注11に次のように加える。

- (5) エリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備については、空中線指向図を添付すること。

様式第7号注4の表中

第2条第1項第57号の2に掲げる無線設備	UU
----------------------	----

を

第2条第1項第57号の2に掲げる無線設備	UU
第2条第1項第57号の3に掲げる無線設備	DS

に改める。

(登録検査等事業者等規則の一部改正)

第八条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第七号第三第二号の表中

地上基幹放送局	一 周波数	・ 四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための
	二 占有周波数帯幅	

地上基幹放送局	<p>一 周波数</p> <p>二 占有周波数帯幅</p> <p>三 スプリアス発射又は不要発射の強度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む（衛星補助放送を行う無線局を除く。）。
	<p>三 スプリアス発射又は不要発射の強度</p> <p>四 空中線電力</p> <p>五 総合周波数特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 五については、演奏所を有する（演奏所と直結するものを含む。）地上基幹放送局（テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）及びマルチメディア放送を行う地上基幹放送局を除く。）に限る。

を

改める。

地上一般放送局		
	<p>四 空中線電力</p> <p>五 総合周波数特性</p>	<ul style="list-style-type: none">五については、演奏所を有する（演奏所と直結するものを含む。）地上基幹放送局（テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）及びマルチメディア放送を行う地上基幹放送局を除く。）に限る。
<p>一 周波数</p> <p>二 占有周波数帯幅</p> <p>三 スプリアス発射又は不要発射の強度</p> <p>四 空中線電力</p> <p>五 隣接チャンネル漏えい電力</p>	<ul style="list-style-type: none">四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む。	

に

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年四月二日から施行する。

(電波法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令による改正後の電波法施行規則第七条第二号の二の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間に免許する地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）の免許の有効期間は平成二十五年三月三十一日までとする。

(無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この省令による改正後の無線局免許手続規則第十七条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間においては、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下同じ。）の再免許の申請は、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前一箇月以上二箇月を超えない期間において行わなければならないものとする。